

○令和7(2025)年度監査等実施方針及び年間計画

郡山市監査基準第13条の規定に基づき、令和7(2025)年度の監査等実施方針及び年間計画を次のとおり定める。

第1 実施方針

- 1 市の事務や事業について、監査の種類に応じ、「正確性」や法令等に基づき適正に処理されているかという「合規性」の観点はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという「経済性」「効率性」及び「有効性」、さらには組織及び運営の合理化に努めているかという「合理性」の観点からも検証を行う。
- 2 監査等の実施に当たっては、違法又は不正の指摘と注意に重点を置いた監査を実施する。
- 3 市政の透明性と信頼性を高めるため、監査等の結果に関する報告等についてわかりやすい内容・表現により作成し、公表する。
- 4 監査の実効性を確保するため、指摘事項等についての進行管理を行う。

第2 年間計画

1 監査等の種類及び対象

実施する監査等の種類及び対象については、次のとおりとする。

(1) 財務監査（地方自治法第199条第1項）

ア 定期監査（地方自治法第199条第4項）

財務に関する事務の執行について、別紙年間監査計画表に定めた対象部局に対し実施する。

年間の実施回数は3回とする。

イ 工事監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要と認めるときは、工事の財務に関する事務等について実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

監査委員が必要と認めるときは、事務の執行について実施する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があるときは、財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行について実施する。

(4) 公金の収納又は支払事務に関する監査

（地方自治法第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項）

監査委員が必要と認めるとき、又は市長、企業管理者の要求があるときは、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払の事務について実施する。

(5) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

現金の出納について、毎月28日に前月分を実施する。ただし、やむを得ない事情があるときは、実施日を変更して実施する。

- (6) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）
令和 6 年度各会計の決算書及び証書類その他政令で定める書類について実施する。
- (7) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）
令和 6 年度各基金の運用状況について実施する。
- (8) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）
令和 6 年度各会計決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について実施する。
- (9) 資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項）
令和 6 年度各公営企業会計決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について実施する。
- (10) その他の監査
(1)から(9)に掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要があると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

2 実施予定期

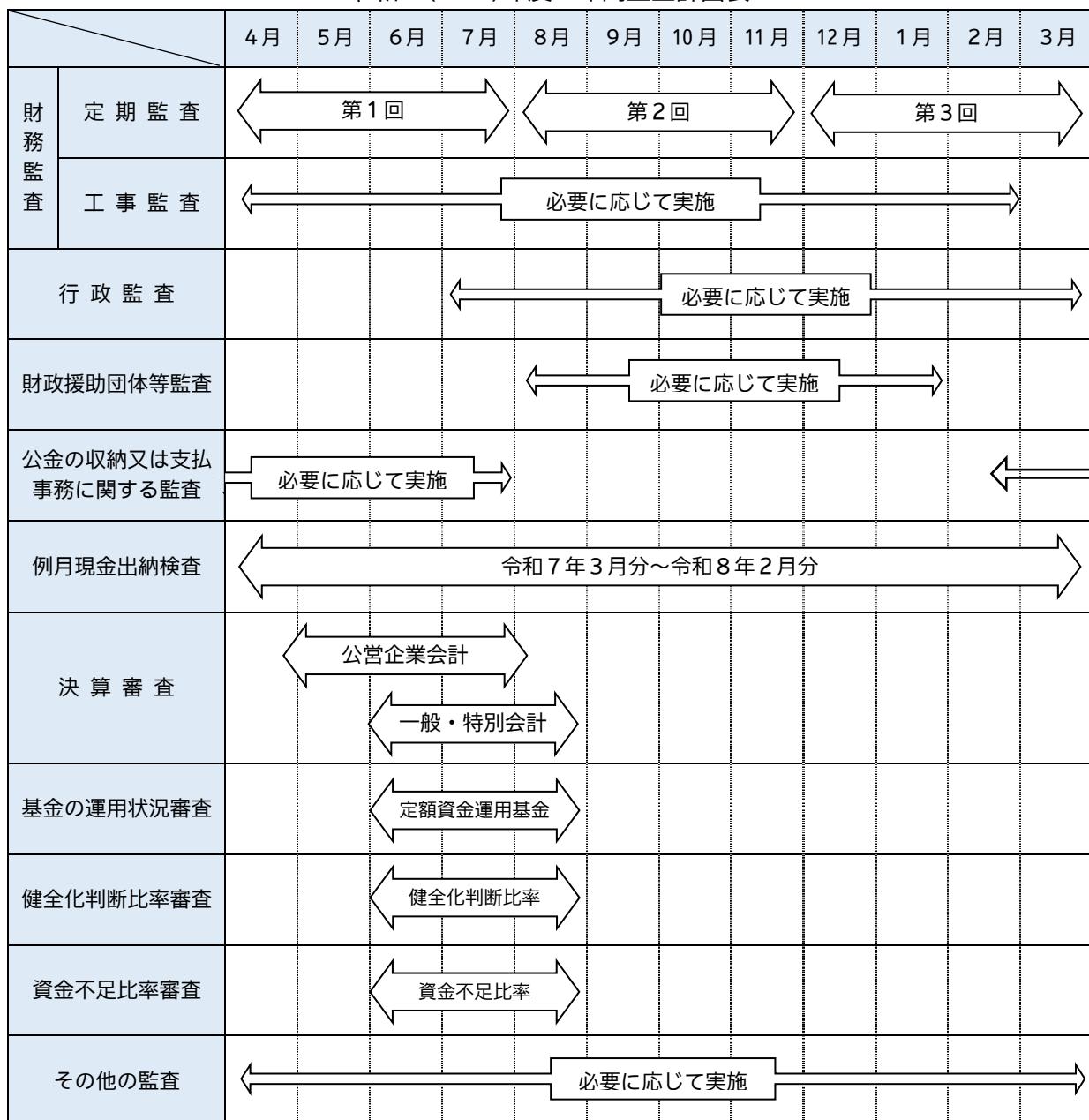
監査等の実施予定期については、別紙年間監査計画表のとおりとする。

3 監査等の実施体制

監査委員 4 人が担当し、職員 8 人が補助する。

別紙

令和7(2025)年度 年間監査計画表



定期監査対象部局

回次	監査実施期間	監査の対象	
		対象部局	対象範囲
第1回	4月～7月	総務部	令和6年度執行のもの (12月～3月迄の執行事務) ※関連する財務事務を含む
		財務部	
		行政センター	
		財産区	
第2回	8月～11月	文化スポーツ観光部	令和7年度執行のもの (4月～7月迄の執行事務) ※関連する財務事務を含む
		環境部	
		都市構想部	
		選挙管理委員会事務局	
		農業委員会事務局	
第3回	12月～3月	保健福祉部	令和7年度執行のもの (8月～11月迄の執行事務) ※関連する財務事務を含む
		上下水道局	